

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

令和 8 年度予算要望について	3
議会運営委員会理事会の会議記録について	4
定例会の提案事項について	4
決算特別委員会について	4
(1) 会派別質疑持ち時間表（案）について	4
(2) 運営に関する確認事項について	5
(3) 委員の席次について	5
(4) 資料請求について	6
定例会の日程について	6
本会議の会議録署名議員について	7
一般質問について	7
発言通告について	8
区議会だよりの発行協力依頼について	8
議員研修の開催について	8
傍聴規則の改正及び議会運営申し合わせ事項の改訂について	9
委員会配信について	1 5
議員応接室の仕様変更について	2 0

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年8月29日（金）午前9時59分～午前10時58分									
場 所	第3・4委員会室									
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき				
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳				
	理 事	中 村	康 弘	理 事	奥 山	たえこ				
	理 事	安 斉	あきら							
欠席理事 （1名）	理 事	田 中	朝 子							
理事以外の 出席議員	議 長	木 梨	もりよし	副 議 長	川原口	宏 之				
出席理事者	政策経営部長	伊 藤	宗 敏							
事務局職員	事務局次長	村 野	貴 弘	庶務係長	田 口	昌 実				
	議会法務 担当係長	武 士	清 亮	議事係長	蓑 輪	悦 男				
	担当書記	橘 川	敦 江							

(午前 9時59分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、田中理事より本日は欠席との連絡を受けております。

《令和8年度予算要望について》

脇坂理事 初めに、令和8年度予算要望について、理事者から説明がありますので、よろしく申し上げます。

政策経営部長 私から、例年のことですが、各会派からの予算要望につきまして御連絡ということで参りました。令和8年度に向けました各会派からの予算要望につきましては、9月19日——金曜日になりますけれども——までということにして、政策経営部財政課まで御提出をいただきたいということでございます。

これに併せましてなんですが、会派の要望に関しましては、ワードの様式という形で御提出をいただいております。こちらを最終的には整理をして、エクセルの形式でお返ししたりという形を取っておったんですが、今回は御要望の段階からエクセルの様式というふうにさせていただきたいと存じます。ですので、この様式につきましては、後ほど事務局のほうから送付をさせていただきますけれども、こちらは、様式の変更に伴っての記載内容の変更というのはございませんので、御承知おきください。

また、昨年度、ワードの形式で御提出いただいていると思いますけれども、これは財政課のほうでエクセル形式に変換をしてございますので、これを参考に使うということであれば、財政課に御連絡をいただければ、昨年度の御要望いただいた形式、エクセル形式にしたものを保管しておりますので、そちらのほうをお送りさせていただきます。御活用いただく、参考にするというのであれば、御入り用の場合は御連絡をいただければと存じます。

改めてで申し上げますが、8年度に向けての予算要望につきましては、エクセル形式で9月19日金曜日までということをお願いいたします。

私からは以上です。

脇坂理事 この件について、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

脇坂理事 それでは、要望がある場合は9月19日金曜日までに財政課に直接提出をお願いいたします。

それでは、理事者の方は退席いただいて結構です。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 では次に、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、8月8日の1回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から条例1件、契約1件、損害の賠償1件、補正予算1件、指定管理者の指定1件、決算の認定4件、専決処分の報告8件、健全化判断比率1件、内部統制の評価1件、以上19件の案件が提出される予定となっています。

除斥対象の案件がないかどうか、9月1日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう各議員で確認のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、この件については、9月1日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう各会派の議員へお伝えください。

非交渉会派については、事務局から説明をお願いします。

《決算特別委員会について》

（1）会派別質疑持ち時間表（案）について

脇坂理事 次に、決算特別委員会についてです。

まず、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。8月8日の議運理事会及び議会運営委員会において、決算特別委員会の審査方法等について御承認をいただいたところですが、それを基に各会派別の質疑持ち時間表の案を改めて作成しましたので、御確認のほどよろしく願いいたします。

なお、前回の議運理事会で参考としてお示しした内容から変更はございません。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、案のと通りの日程で考えてまいります。

（2）運営に関する確認事項について

脇坂理事 続いて、運営に関する確認事項についてです。前回の予算特別委員会では、運営に関する確認事項を議会運営委員会で確認し、私から予算特別委員会の委員長にお願いをいたしました。今回の決算特別委員会の運営についても、前回と同様、この場で運営について3点ほど確認をしたいと思います。

1点目は、質疑持ち時間について、各会派の質疑持ち時間は厳守すべきものとして、質疑の冒頭で委員長から注意をしていただくこと、2点目は、審査区分に沿った質疑をしっかりと行っていただくこと、3点目は、意見開陳について1会派当たり20分以内に収めていただくこと、以上3点について皆さんの御了承が得られれば、決算特別委員会の委員長には私からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、ただいま説明の内容については、9月1日の議会運営委員会でも確認した上で、私から決算特別委員会の委員長にお願いしたいと思います。各会派でも確認いただきますように御協力をお願いいたします。非交渉会派についても事務局からお伝えください。

（3）委員の席次について

脇坂理事 では、続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。会派の枠組みを考慮した上で、席次案を作成しました。予算特別委員会からの変更ですが、シ杉が結成されたため、立憲の左をシ杉の枠としています。この案を基に御協議いただき、本日の理事会で枠組みをお決めいただければと思います。また、各会派、個名を9月4日木曜までにお知らせください。提出用の記入用紙は本理事会終了後にお渡しいたします。

なお、非交渉会派の各議員の席次は空いている枠で調整の予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 席次案の提示がありましたが、意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 では、席次については、案のとおりとすることよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、そのように決定いたします。

各会派は、個名を9月4日木曜日までに事務局までお知らせください。

（4）資料請求について

脇坂理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。1、資料請求にかかる日程ですが、資料請求受付期間は記載のとおりで、前回8月8日の議運理事会から変更はございません。L o G o フォーム、メール、紙による受付となります。U R Lやメールアドレスの入力誤りにはお気をつけください。資料は電子データによる提供とし、調査担当よりLINE WORKSのトークに資料のデータを入れたZ I Pファイルを送付します。なお、会派共有を希望した場合は、会派のトークルームに送付します。資料配付日は9月25日木曜正午頃を予定しています。

なお、送付したデータはLINE WORKSの容量を圧迫させないために、決特終了後に削除します。削除予定日は、事前に掲示板等でお知らせします。

2、資料請求書の記載等についてですが、区が資料作成に必要な時間を確保できるよう、請求内容の十分な精査をお願いするとともに、できる限り早期の御提出をお願いいたします。その他注意事項を御確認いただき、会派で共有いただければと思います。

資料請求書は裏面の見本を参考に作成をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり、請求内容の重複がないよう十分精査していただき、資料請求書には具体的かつ明確な記載をお願いいたします。また、対応する職員の業務負担等もございますので、提出が最終日に集中しないよう御協力をお願いいたします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程案について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。第3回定例会の日程（案）でございます。8月8日の日程案からの変更はございません。なお、資料に記載はございませんが、例年3定最終日の本会議終了後に4定の日程案を協議、決定するため、議運理事会及び議会運営委

員会を開催しています。10月15日水曜最終日、本会議終了後に区長から4定の申入れがある予定となっていますので、それを受け、その後、議運理事会、続いて議会運営委員会を予定してよろしいでしょうか。この日は、本会議終了後に諸課題検討会も予定されていますが、議会運営委員会終了後に開催する予定と聞いております。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いします。

また、日程表に記載はありませんが、10月15日の本会議終了後に議運理事会と議会運営委員会が開催される予定ですので、よろしくお願いします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。第3回定例会の本会議の会議録署名議員は、記載のとおりです。なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしく願いいたします。

《一般質問について》

脇坂理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。一般質問の通告については、9月1日月曜午後1時から9月4日木曜午後1時までの受付となります。初日、1日月曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合はくじ引で順番を決めさせていただきます。4日木曜最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。また、9月1日月曜の議会運営委員会で、各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 なければ、9月1日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。

本会議初日、9月9日火曜の発言通告は9月5日金曜午後5時まで、中日、9月16日火曜の発言通告は9月11日木曜午後5時まで、最終日、10月15日水曜の発言通告は10月10日金曜午後5時までとなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、9月1日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。区議会だより第277号については、3定の一般質問、決算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、11月15日の発行を予定しています。質問原稿の提出等、裏面の発行計画案に従い、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《議員研修の開催について》

脇坂理事 次に、議員研修の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 8月8日の議運理事会において、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、いわゆるセクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントの発生の防止に資する研修の実施について御了承をいただき、実施に向けて調整を進めてきているところです。この件について、現在の調整状況を御報告させていただきます。

資料8を御覧ください。現在事務局で考えている内容を資料にまとめたものです。内容は、記載のとおり、日時は例年4定の特別委員会が開催されている時期で調整し、12月8日月曜午後2時から第3・第4委員会室での実施を予定しています。実施形式は対面集合型研修を基本としますが、先日いただいた御意見も踏まえ、欠席者には後日、研修動画を公開する予定でございます。講師は、弁護士の帖佐直美氏を考えています。な

お、略歴や講師実績は記載のとおりでございます。

こちらの内容でよろしければ、正式な手続に進めさせていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——では、引き続き実施に向けて事務局のほうで進めていただきますようお願いいたします。

《傍聴規則の改正及び議会運営申し合わせ事項の改訂について》

脇坂理事 次に、傍聴規則の改正及び議会運営申し合わせ事項の改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 8月8日の議運理事会で、傍聴規則の改正について御説明し、同日から8月20日まで、非交渉会派を含む各会派に意見募集を行ったところ、3つの会派から意見が提出されたため、御報告いたします。

資料9-1を御覧ください。提出された意見と事務局としての考え方をまとめた資料でございます。左から、関連する改正案条項、その右に会派及び意見、事務局の考え方を記載しています。なお、本資料の次に、前回の議運理事会でお示した標準市議会傍聴規則・杉並区議会傍聴規則対応表を御配付していますので、参考にしてください。

各会派の意見ですが、ナンバー1、傍聴券の提示に関して「再入場の際」の記載を入れることの御意見については、本条項が正規の傍聴手続を経ているか確認を求めるためのものであり、再入場に限らず、必要な状況に応じて対応できることが望ましいことから、改正案のとおりとする考えでございます。

ナンバー2、傍聴席に入ることができない者の規定において、ビラ、プラカード等を携行している者などへの規制に対する御意見については、傍聴席の入場に制限をかける規定であり、ビラ、プラカードなど、規制されるものを具体的に例示したほうが傍聴人に対して分かりやすいと思われることから、改正案のとおりとする考えでございます。

ナンバー3について、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情では、運用の困難が予想され、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者と定める所持を要件とする現行規定のままのほうがよいとの御意見がありましたが、何度も会議を妨害している者や、SNSなどで会議の妨害を呼びかけている者など、何かを所持していなくても、必要に応じて入場を止めるための根拠として、本条のような定めが必要であり、改正案のとおりとする考えでございます。

ナンバー4から裏面のナンバー6までは、今回の直接の改正規定ではございませんが、いずれも傍聴席における傍聴人の水分補給を可能とする御意見です。傍聴人の水分補給

については、全国市議会議長会でも議論がされたところですが、議員等の安全確保の問題に加え、体調管理に必要な場合か、嗜好的な場合か判断がつかないことや、入退場は自由であり、退室して水分補給ができること、また、国会や裁判所の傍聴規則において水分補給の例外が設けられていないことなどから、標準市議会傍聴規則では現行の規定が維持されました。こうした状況を踏まえ、今回の改正案に水分補給に関する改正は盛り込んでいませんが、この点については御議論いただければと思います。

今回の改正は、標準に準拠し、傍聴人に分かりやすくルールを示すことで、傍聴環境の向上と円滑な議事運営を目指すものであることを御理解ください。

続いて、資料 9－2 を御覧ください。傍聴規則改正に伴う議会運営申し合わせ事項の改訂案でございます。現行の傍聴規則第 5 条第 3 号に関する内容を記載していますが、傍聴規則から本規則を削除するため、申し合わせからも削除するものでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいま事務局から説明がありましたが、順番に協議をしていきたいと思えます。初めに、ナンバー 1 からナンバー 3 についてということで、何か意見等はございますでしょうか。

ひわき理事 うちの会派から 1 から 3 番までは挙げさせていただきました。改正案の文面から、どういう意図で、どういう場面にこの文言が適用されるのかというのがちょっと分かりにくかったので、逆に私たちのほうでは運用が難しくなるんじゃないのかというふうな観点から、実際の運用に即した形で文言を変えたほうがいいのではないのかという意見が出たので、こういう形で考えを提出させていただいたわけなんです。今、次長のほうから御説明をいただきましたので、運用の際に過度な規制によって、傍聴者が傍聴に来ることをためらうような、そういう威圧的な運用とかがないように、ないとは思いますが、念のため、ちょっとその点だけ意見を述べさせていただいて、今回事務局から示されたお考えで一応よいかなというふうに思っております。

事務局次長 今、御意見いただいたように、運用については、その点も含めて気をつけていきたいと考えております。

脇坂理事 では、ナンバー 1 からナンバー 3 につきましては、もともと立憲会派さんからの提案ではございましたけれども、ただいまひわき理事からも御理解をいただきましたので、事務局の改正案どおりにいくという形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

奥山理事 以前、傍聴人の方から訴えられたことがあるんですけども、9 という数字を小さなパウチしたものをバッグにぶら下げていたら、そういうのはしないでくださいと

か、見せないようにしてくださいと言われたというようなことを聞いたことがあります。私なんかはその9は何の意味か、要するに憲法9条の9、9条を守れというので、かなりはやったことがあります。もしかして、巡視さんがそういったことにも非常に敏感になっているんだとすると、それはちょっとやり過ぎだなと思いますので、そういったことも、そんなことまで気にしないでいいんだというようなことをどこかで伝えていただければと思います。ちょっとセンシティブ過ぎると思います。

安斉理事 今そういうお話があったんですが、傍聴者が政治的な意図を持って何かそれを、プラカードとかいろいろ書いてあるけれども、そのときの話で、今、奥山さん自身も9が9条の話じゃないかと言っていたんだけれども、やっぱりそういうものはやると限度がなくなるので、その時々、そのときの社会情勢に合わせて対応していかなきゃいけないのかなという話になるので、過度かどうかはその時々判断だというふうに対応していただくのは、私は必要かなと思います。ただ、これを止められないとなると、これもまた際限がなくなりますので、やっぱりそれは常識的な話の中で対応していただくということでよろしいかなというふうに思いますね。必要な場合には必要な措置というか、対応していくということでもよろしいんじゃないかなと思います。

奥山理事 安斉理事のお話はなるほどだと思います。ただ、今の話の流れでいうと、判断をする人が巡視さん、傍聴席の人にいろいろ注意して回っている人がいますけれども、その方たちに押しつけるのはちょっと酷だなというか、また筋が違うかなと思いますので、私はさっき言ったように、この9は憲法9条ですね、今度24になっていますね、これは憲法24条ですかとかとなるともう際限がないので、そんな一々目くじら立てるようなことはしない。ただし、すごく分かりやすいようなプラカードを持ってくるなんていうことがあれば、分かりやすいことなので、それはやめてくださいというような程度でよろしいのではないかと思います。

事務局次長 今回は規則のほうについてはビラやプラカードなどということを入れて具体的に例示したほうが傍聴人に分かりやすいということでございます。また、申し合わせ事項につきましては、携行品については、申し合わせでは傍聴に関する決まりとしましては、傍聴人が他人が見て容易に判別できる程度の大きさの文字で政治的な主義主張が記された携行品を持参、あるいは身につけている場合、他の傍聴者が不快な思いをする可能性があるため、他の傍聴者の目に触れないようにするよう係員が傍聴者に対して注意すると、申し合わせでは出ていますので、参考にお伝えさせていただきます。

脇坂理事 それでは、続いて、ナンバー4からナンバー6、傍聴人の水分補給について協議をしたいと思いますが、御意見がある理事の方はいらっしゃいますか。

山田理事 これは当初の傍聴規則の改正案の中に入っていなかったと思うんですけども、恐らく多くの会派にも同じような話が寄せられていると思うんですが、水分補給をさせてほしいという声が届いていますので、ほかの自治体の事例なんかも調べてみますと、一応水分補給を除くというような形で許可をしているところもありますので、この点については、改正の際、少し変更してもいいのかなというふうに考えているところです。

あと、例えば飲食を除くという区立施設なんかもあるんですけども、水分補給は除いて、水分補給はオーケーというふうに最近はなっているところが多いので、そのような取扱い是十分できるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

ひわき理事 全く同じ意見です。区民の側からも、こうした夏の時期なども考えると、健康面の維持のために水分補給が必要ではないかなというふうな声をかなりいただいていることもありますので、他の自治体の議会の事例もあるので、我々もそうした対応が望ましいのではないかなというふうに思っております。

奥山理事 私たちシ杉も同じように改正の提案をいたしました。事務局の考え方の中に「議員等の安全確保の問題に加え」とあります。これはどういうことなのか分からないんですが、私が推測するに、例えばコップの水を持ち込んだときに、傍聴席は大抵高いところにありますから、議員のほうに向かって水をかけるというふうなことがあるかもしれないということなんではないでしょうか。この安全とはどういうことでしょう。

事務局次長 市議会議長会のほうのその辺の議論もありましたので、その説明資料によりますと、近年の猛暑やコロナ禍を踏まえ、熱中症対策や感染症予防など、体調管理のために水分補給を容認すべきとの意見がありますが、傍聴人が何らかの容器を取り出す行為が、水分補給のためか、危険物かを即座に判断することができないというふうな説明もございます。最終的には、議員等の安全確保のため、旧規定を維持することとしましたということで、そのほかにも理由としては、体調管理のために真に必要な場合か、飲物が嗜好的な場合かの判断が即座にできない。また、傍聴人の過失等により、傍聴席がぬれるなどした場合、結果として傍聴席の数が減少してしまうことも考えられる。傍聴人は入退場は自由であり、傍聴人控室等で水分補給をできるというような議論の下で、最終的には議員等の安全確保のために、現規定を維持するというふうになったところです。また、国会、裁判所の傍聴規則においては、現段階では水分補給の例外規定は設けていませんとなっております。

安斉理事 この問題は陳情か何かも出ていましたよね。解決していないんですけども、私は一番後列に座っていますけれども、今怖いですよ。前回うちの井口えみ議員が一般

質問のときに、何か訳の分からないハンドサインをして威圧されたと、本人はすごい嫌な思いをしたと。私も20年近くいるけれども、昔はそういう傍聴者は正直いなかったですよ。今、だんだん世の中も変わってきて、傍聴者も過激な人が出てきているので、これを逆に認めているところがあるといっても、多分そんなに、少ないですよ。国の機関も、ここに書いてあるように認めていないわけで、出入りは自由なんだから、そういうふうな話であれば、申し訳ないですけども、出て給水してくださいという話は私はあってもいいんじゃないかなと思います。申し訳ないですけども、今の杉並区議会は、いろんな傍聴人の方がいるんですけども、中にはちょっと過激な方がいて、注意をされたりとかいう方もいますから、ある意味、一定の歯止めがないと、我々の安全というものも保証できないと思いますので、何かあってからという話ではないと思いますので、そこはお互いに嫌な思いを、傍聴者もしないために、議員も嫌な思いをしないためには、今の現行のルールでよろしいんじゃないですか。そんなにがんじがらめにやっているわけじゃない、裕度というか、退室して飲むことができるわけですから、やっぱりそれはやったほうがいいんだというのは、今の状況で私は危険があるのかなと思いますよ。後列に座っているから、変な液体を上からかけられて具合が悪くなっても困りますし、そういうものが担保できないのであれば、やはり認めるべきじゃないというふうに明確に述べておきたいと思います。

矢口理事 私も現状のままでいいと思います。今、オンラインでも見れますから、本当に体調が悪くて何としても今、議会を見たいんだという方は自宅でオンラインを見るというふうな対応もできますので、本当に体調が悪い方はやはり自宅で見えていただく、そういうふうな手段もある。あとは、先ほど安斉理事もおっしゃられたように、入退場は自由ですから、ちょっと水分補給したくなったら、外に出て水分補給していただくというふうなことで対応はできるのではないかなと。国や裁判所の傍聴規則においても同じような例外を設けていないというところですから、現行のままで私もいいと思います。

以上です。

山田理事 理事会という場ですので、そういう会派の合意が取れないということであれば進めることはできないと思うんですけども、録画配信とかにも絡んでくるんですが、リアルタイムと実際に録画配信で後から状況を見られるということであれば、例えば退席をして水分補給して戻るということもあり得るのかもしれないんですけども、例えば委員会だと、特に常任委員会とかだと配信をしていないじゃないですか。そのときに退席をすることによって、傍聴をしている人がその場面を見られないという状況にもなり得ると思うんです。恐らく事務局にもそういった声も届いていると思うんですけど

も、やはり傍聴しに来たけれども、退席しないといけないという状況になってしまって、後追いでもそれをリアルタイムで見られないとか、録画配信で見られないというような状況のときは、やはり何らかの対処が必要になってくるのではないかなと。現にそういった要望も実は寄せられてはいるんです。だから、何らかの手だてを考えていただいたほうがいいのかなというふうに思います。意見です。

脇坂理事 委員会の配信については、この後協議をする予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

奥山理事 シ杉の理由のところにも書いたんですが、昔は傍聴人取締規則でした。傍聴人というのは取り締まる対象なんです。それから、今の規則には書かれていませんけれども、昔はつえが禁止されていました。これはなぜかという、仕込みづえがあり得るかだそうです。これは冗談で言っているんじゃないくて、こういうことに非常に通じている方の講演を受けたときに、はっきり聞きました。信頼関係がないなと思います。もしかしたら傍聴人がちょっと強い目で議員を見るということはあるかもしれないけれども、それも含めてやっぱり審議の場ですので、そのぐらひは受け入れてというか、取り締まるのではなくて、きちんとやってくださるという信頼の下に傍聴の機会を設けるべきだと思いますので、水分補給は全然問題ないと思います。図書館でもたしか水分だけはオーケーになっていると思います。よろしくお願いします。

ひわき理事 今、安全面の話があったのと、あと退室時の傍聴ができないよという話がありました。その2点がやはり私も引かかる場所なんですよ。山田理事が言ったとおり、委員会だと、退室している間、水分補給をして戻ってきました、でも、その間の傍聴権、これは区民の皆さんの権利です。それが侵害されるというか、きちんと傍聴する機会が得られなくなってしまうということの問題というのは、1つやっぱり我々は議員として考えていかなければいけないというふうに思っています。そういう意味で、水分補給のために外に出ていけばいいじゃないかという考えは、やっぱり私たちは考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに、立憲としてもここに書かせていただいておりますが、そういう観点を持っておりますので、委員会室、本会議場で傍聴人も水が飲めるように、水分が飲めるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

安全面、これは危険じゃないか、危ないんじゃないか、怖いんじゃないかというふうにお思いになる、そういった理事のお気持ちももちろん分かるんです。分かるんですけれども、例えば今傍聴人の方は、かばんとかは持って入れる状況だと思います。その中から水分を取り出して、飲物を取り出して、それがどう使われるか、危ないんじゃない

か、そういう話は割と私は極論に近いかなというふうに思ってしまった。だって、かばんの中は、あと何が入っているか分からないじゃないですか。暑いからといってハンカチを取り出すかもしれないし、それがハンカチかどうか分からないから、危険だから荷物を全部持ち込ませるべきじゃないんじゃないか、そういう話でしかないと思うのです。奥山理事もおっしゃっていましたが、一定やはり傍聴人の方、区民の方の権利の問題であるし、やっぱり信頼というものを私たちもきちんと見せていくタイミングじゃないかなというふうに、奥山理事に今までの過去の経緯みたいなことも教えていただきましたけれども、そうやってやはり私たちも区民の皆さんと信頼関係を議会として積み上げていくということも一定必要ではないかというふうに思うので、改正が必要なんじゃないかなというふうにちょっと改めて申し上げさせていただきます。

脇坂理事 いろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。とはいっても、今現状の中では、なかなか歩み寄れるような要素も今のところは難しいのかなというふうに感じているところでございまして、まず事務局に私から1点確認しますけれども、今日、田中理事は御欠席ですけれども、傍聴規則について何か御意見等を聞いているようであればお知らせください。

事務局次長 田中理事のほうからは特別意見はお聞きしていないところでございます。

脇坂理事 分かりました。それでは、先ほど話がありました、意見がまとまったその他の箇所につきましては、案のとおりまず改正するということを決定的にしたいというふうに思いますし、今、意見がまとまらなかった傍聴人の水分補給については、引き続き、標準市議会の傍聴規則の動向も見ながら、改めて時期を見て協議をしていくということにしていきたいというふうに思いますけれども、こういった形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、そういった形にすることといたしまして、傍聴規則の改正及び申し合わせ事項の改訂については、9月1日開催の議会運営委員会で諮ることといたします。

《委員会配信について》

脇坂理事 では次に、委員会の配信についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局次長 委員会の発信については、申し合わせ事項第9章、広報の第1、インターネット中継で、(1)本会議及び予算・決算特別委員会は録画中継を配信する、(2)本会議についてはライブ中継を配信する、(3)常任委員会についても録画中継を行っていくことは議会内で合意されていると規定されており、特別委員会の録画配信を行うためには、申し合わせ事項の改訂を行う必要がございます。4月24日の議運理事会では、懲罰特別

委員会の関係から委員会配信について御協議いただきましたが、1つの特別委員会のみを配信するのではなく、他の委員会も含めて丁寧に議論すべきだという御意見があり、その時点では、委員会配信に関する申し合わせ事項の改訂は行われませんでした。

このたび、令和8年度議会費予算要望において、4つの会派から特別委員会を含む委員会の配信の要望が出されたため、予算要求を行う前に、委員会配信を行うか否かの方向性について、改めて御協議をいただければと思います。

なお、先日の理事会でも御説明したとおり、現状の体制で全ての委員会の配信を行うのは非常に厳しい状況でございます。その上で1つとして、カメラ配備等のある第3委員会室で開催される常任委員会及び特別委員会を対象とする。2つ目としましては、配信方法を録画配信に限る。3つ目、テロップは委員会名のみを表示する。4つ目としては、映像は議員ごとに分割しない。5つ目としては、事業者が対応可能な開催日程の委員会を対象とするなどの効率化を図ることで、現体制の下でも常任委員会及び特別委員会の配信を行えるよう努力したいと考えています。委員会の配信に関わる協議がまとまれば、次年度予算に必要な経費の要求を行っていく考えでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 それでは、委員会の配信について協議をしたいと思います。御意見がある理事の方はいらっしゃいますか。

山田理事 先ほども少し発言したんですけれども、傍聴者の観点からというのもあるんですけれども、やはり委員会配信については、記録を振り返るという点でも、なるべく早く対応したほうがいいのかなというふうに考えているところです。ただ、その配信方法については、様々なやり方もあると思いますので、それについてはちょっとまだ確定はしていないんですけれども、少なくとも録画配信は速やかにやっていただければなというふうに考えているところです。

安齊理事 これは、私は前回の会議で全ての会議を公開したほうがいいという発言をしたのをちょっと思い出しましたがけれども、ただ、そうはいつでも、今、次長から御説明があったように、簡素化をしたいんだという話というのは、それは予算の話ですよ。だから、結局のべつ幕なしに私も全部をやれといっても、莫大な予算がかかるのであれば、それはその必要性が実際にあるのかどうなのかも含めて、やっぱり現実的なことを考えていかなければいけないので、まず他区の状況、他市の状況、こういうものがどのぐらい先進的にやられているかというところはまず1つ押さえる必要があるのかなというふうに思います。無尽蔵にこれをやるわけにいかないなので、このぐらいやっているというところで、あとはその自治体の中で、このぐらいでいいんだというような、市民、区民

からの評価も得ていますというのがあれば、それは指標になるかと思いますが、ですから、お金の問題なので、それが1,000万円なのか、1億円なのか、10億円なのかによって話が変わってきてしまいますので、その辺、事務局には申し訳ないんですけども、今の段階では持っていないと思いますから、ちょっと調査していただいて、可能な限りやっていくというのが私はよろしいんじゃないかなというふうに思います。

あと総務財政委員会なんかは、朝からずっとやって、保健福祉もそうなのかな、僕が委員長をやっているときに10時ぐらいまで委員会をやっていたことがありますけれども、そういうのはどうするんですか。そうすると、膨大な情報量になるじゃないですか。だから、そういうところも現実的に、本当にそれ全部必要なのかどうなのかという話なわけで、今58万人かな、区民の方全員が見ているわけじゃないと思いますから、現実的な対応というのが、お金も含めてやっていかなきゃいけないと思いますので、そこはちょっと発言しておきたいと思います。

事務局次長 各区は、区によって配信状況は大分違うと思いますので、今手元にまとめた資料はないんですけども、そういう長いときには、やはり事務作業というか、かなり手間になるので、議員ごとに区切るとか、そういうのはできなくはないんですけども、それはかなり難しいので、午前とか午後とか、休憩ごととか、そういうふうな区割りぐらいしかなかなかできない。その辺は議員ごとに分割とかというのはちょっと難しいかなと、やり方は少し考えないといけないかなというふうに考えているところでございます。

脇坂理事 ちなみに今、予算要望が4会派から出ているということでしたけれども、その概算としては幾らぐらいになるというのは計算は事務局内ではされていますか。

事務局次長 本当に概算ですけども、やり方としては、かなり細かく誰々が答弁しているとかというテロップは流さないで、もう委員会名だけのテロップにするとか、できる範囲を絞ってやるとしても、前にもちょっと御説明したんですけども、委員会1回当たり概算で大体16万円ですので、過去の回数を見ると、常任委員会全部をやると、年間530万円、常任委員会、特別委員会をやると900万円ぐらい追加でかかるかなと。もうちょっと精査はしないとならないと思うんですけども、もっと細かくやろうとすると、もっと経費はかかってしまうんですけども、なるべくかからないようなやり方だと、今のところ、このぐらいを考えているところでございます。

ひわき理事 うちの会派としても、特別委員会の傍聴というものをオンラインでできるようにすべきではないかと、区民の方からもそうしたお声が会派にもかなりいただいておりますので、そうしたことは割と速やかに対応したいなと思っているところなんですけ

れども、ただ、安斉理事がおっしゃったとおり、いろんな運用面やコスト面や労力を考えると、工夫も必要なんじゃないかというふうにおっしゃっているのも、それはそうかもしれないなと思うところです。

先ほど次長のほうから5点、どういうふうに運用面で絞れるところがあるのかと御提示をいただいたところなのですが、その中に、5番目、事業者が可能なときに録画配信ができるようにというお話があったと思うんですけども、事業者が可能というのはどういう意味ですか。例えば休日に私たちが委員会を立ち上げたときに対応できなかったら、それはしょうがないねとか、そういう意味をおっしゃっていたのか、そこら辺を確認させてください。

事務局次長 期間がある程度、1週間後とかあればいいんですけども、急に決まったようなときには、事業者が対応できないこともあるということを聞いていますので、1週間ぐらいあればあれですけども、急にあしたとかあさってとかになった場合には、場合によってはちょっと対応ができないということも考えられるという意味で御説明させていただきます。

ひわき理事 分かりました。では、基本的に定例会とって公開したものに関しては対応する前提で今考えてくださっているということですね。分かりました。ありがとうございます。そういった対応ができないときもあるというのは、区民の方にも一定御理解をいただきながら、我々もやれる範囲でまずはスタートするという取組方が望ましいんじゃないかなというふうに思っている次第です。

事務局次長 2年前の調査の資料なんですけれども、23区で常任と特別共に録画をやっているのは3区のみでございます。

奥山理事 先ほど安斉理事がのべつ幕なしに中継というか、録画配信すればいいのではないとおっしゃって、私も本当にそう思います。やはり予算ということは考えなきゃいけない。しかし、議会の情報を公開していくということも重要なので、予算の制約を考えながらと、先ほど次長からもいろいろ実例がありました。そういったことを考えながらやっていかなければいけないと思います。

小さな規模の自治体で、失礼な言い方になるけれども、そういったところでも結構録画配信をしているところはあって、そういうところはユーチューブを使っているんです。杉並区はユーチューブを使うわけにはいかないだろうというのは、民間のだからいけないというだけではなくて、保存というか、情報の信頼性ということがあるかと思います。ただし、よく考えてみると、録画配信には必ずこれは正式な議事録ではありませんというふうに書かれてあって、やっぱり議事録ではないんです。そうすると、ユーチューブ

が急にやめてしまって、データがぼんと消えるようなことさえなければ、つまり元のを取っておけば、もしかしたら、ユーチューブでもいいのかもしれない。というのは、私も時々自分でカメラを持ち込んで委員会を録画配信することがあります。そのまま流すと訳が分からなくなるので、タイムスタンプを入れておくと、今どこで誰が話している、それは録画の説明文のところに、それを見てクリックすると、今度は何々さんの発言のところにぼんと飛ぶことができる、そういう仕組みがもう今、ビデオの中にあるわけですから、ユーチューブを使ってくれとは言えないんですけども、そういったことも考えていいのかなと思います。

あと、私が提出した予算要望の中に書き込みましたけれども、他区の例でいうと、例えば世田谷区は議員の席だけを映しています。執行部が発言するところは映していない。声は聞こえるんですけども。それから、例えば兵庫県の県議会、最近私も見ているんですけども、あれは上下に分かれていて、上は執行部かな、それで下は委員かなというふうになっていて、固定カメラでやっている。もちろん発言者はどうかなんてもう一々やらなくていいわけです。だから、業者さんにどこまで任せるのか、いろんなパターンがあるんだと思います。これから調べてくださるようすし、なんでしたら、私もいろいろ調べて情報を共有したいとは思っています。ただ、やっぱり重要なことは、委員会の審査をなるべく録画配信をする、それを基本に置きながら、しかし、費用との関連で過度にならないように、それから急に決まっても自分のビデオカメラの動画があれば何とかできるんじゃないかと思うんですが、そういったこともこれからおいおい御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

事務局次長 ここでいうと、そこここにカメラがありますので、そういう撮り方しかできないというのと、あと第1、第2委員会室はカメラが設置されていませんので、第3委員会室でやるのしかちょっと対応できないかなというふうに考えております。

脇坂理事 改めて状況の確認なんですけれども、今話合いをしているのは、今回の委員会配信を議会費の予算要望として我々が上げるかどうかということになってきます。そうしますと、9月の中旬ぐらいまでには一定程度結論を出さないといけないという話になっています。先ほど安斉理事のほうから事務局に対して質問が出ていますので、今日のところでは一度持ち帰りになるというふうに思います。また、田中理事も御欠席です。ですから、第3回定例会が開会したタイミングか、その前後あたりでいま一度理事会を開いた上で、この件については早急に結論を出していかなければいけないというふうには思っておりますので、皆さんもそういったスケジュールだということを意識して、各

会派の中でも議論をしていただきたいと思います。

安斉理事 持ち帰りという話になりましたので、確認なんですけれども、金額の話、常任委員会だけだと530万円と伺いました。特別と常任委員会を全てやるとすると900万円程度だと、その認識でよろしいですか。それだけ。

事務局次長 概算なんですけれども、そういうことでございます。

中村理事 次回持ち帰りということで、具体的にどういうふうにまとめてくればいいですか。例えば常任だけ丸、特別はバツとか、もしくは両方丸とか、もしくは配信の仕方、録画の仕方、リアルタイムなのかどうかとか、その辺、どんな感じ、自由にまとめてくればいいのか、自由な意見をまとめてくればいいのか、ある程度枠を設けてコンセンサスが取れるような形で持ち帰ったほうがいいのか、その辺に関してはどうですか。

事務局次長 まずは、この金額も含めましてライブは想定していません。それと、もし特別委員会を行うということであれば、申し合わせは特別委員会ができるようになっていけませんので、そこは申し合わせを直していただくというのが併せて必要になってくるかなというふうに考えております。

中村理事 では、基本的には録画配信をこれからしていくべきかどうか、常任も特別も両方やっていくかどうか、それにイエスかノーか、基本的にざっくりとそういうまとめでいいんですかね。

脇坂理事 今、中村理事からもお話のあったとおり、その内容について、各会派で御検討いただいて、次回また改めて調整をして、理事会を開催した際に一定程度議論が進めばよろしいかというふうに思います。

では、この件はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

《議員応接室の仕様変更について》

脇坂理事 では次に、議員応接室の仕様変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 現在3室ある議員応接室の椅子の汚れが顕著になっています。特に第3応接室の椅子の汚れはひどい状況ですが、3連の大型椅子であり、当該部分だけを取り替えることができない状況でございます。最近は議員各位と訪問者、理事者双方がパソコンを使用して面談や打合せを行う機会もあり、その際、現状のローテーブルではパソコンの操作がしづらい、また、深々と腰かけるソファではスカートの裾を気にする方もいると聞いております。

資料10を御覧ください。老朽、汚損の備品を更新するのであれば、機能的な使い方が

できる現在のローテーブルソファからミーティングテーブル、キャスターチェアに変える仕様変更の案をまとめた資料でございます。仕様変更に当たっては、現状と同等の席数と、資料等を広げても支障のないテーブルスペースの確保を目指しました。資料上は空白のスペースがありますが、職員が実測し、人の出入り等を考慮した結果、このような配置が望ましいと考えております。

なお、備品購入費については、今年度の執行残で対応する考えでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

脇坂理事 それでは、そういった形で対応していただきますように事務局のほうでよろしくお願いいたします。

では、本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

安斉理事 1点だけ、ちょっといろいろ気になったというか、小さいのかちょっとあれなんですけれども、実は私も夏休みを取っていて、久しぶりに議会に来たら、職員の方が、安斉議員、議事録のサインをお願いしますということで来られました。これも私は全然今まで何とも思っていなかったんですけれども、何人も書く欄があって、付箋が貼った、多分皆さん経験があると思うんですけれども、一人一人探しながら来るのを待ってやっているというところを見まして、これは変えたほうがいいんじゃないかと。一々職員の方が、誰が今来ている、来ていないとかやるというのは、職員の方に少なからず御負担がかかっているということになりますから、今 LINE WORKS で一斉に、当該の方に流してもらってもいいんですけれども、いついつまでに閲覧いただいて、事務局のほうに来てサインをしていただきたいというような話にすれば、一案ですよ。職員の方の負担軽減になるので、そういうことができないか。または自署のサインが本当に必要なのかも含めて、その辺を御議論をいただいて、少しでも職員の方のそういった負担を軽減したほうが私はいいのではないかなと思います。交渉会派の理事の方がそろっていますので、ここで結論を出してほしいという話じゃないんですが、ちょっと議論していただいて、できれば効率的な職員の方の働き方のサポートができればと思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

脇坂理事 御提案ありがとうございます。では、この件、事務局のほうのまず状況をお知らせください。

議事係長 本会議録、委員会記録の記録署名の署名をいただくタイミングにつきましては、定例会とか、近々会議がある場合は特に連絡は取らず、来られたタイミングでいただい

ております。閉会中、なかなか議員さんが来られる予定がないときは、LINE WORKS で記録署名をお願いしたいということで、連絡は今現在も取っております。ですので、一応署名につきましては、確認のため、現状としては直筆でという形になっているので、この形は今のところ続けざるを得ないかなと思っておりますが、こちらからも議員に御負担はかけないような形で、ただ、一応署名がありますということは連絡はしつつやっていきたいなと思っています。こちらのことを御心配いただきましてありがとうございます。

安斉理事 LINE WORKS とか、電話とかでもたしかあったように記憶するんですけども、一応でも部屋に来ていますよね。部屋に来たりとかしていると思うので、そんなに我々は偉いわけじゃなくて、皆さんと仕事、立場は違いますよ、職員の方と一緒に、区議会議員という立場で区政をよくしていくためにやっている仲間ですから、そういう意味では、わざわざ部屋に持ってきていただかなくて、殿様じゃありませんので、我々が事務局に出向いてやるような方向で私はいいのかなと思っています。皆さんはどう思うのか分からないですけども、ちょっとやり方を変えて、趣旨は職員の方の負担をなくそうということです、試してみて、それがあまりよくなかったら、また改めて変えればいい話なので、ちょっと昭和の時代のやり方なのかなと。私は昭和生まれなので、そういうふうに感じましたので、その辺は問題提起をさせていただいたということです、よろしくお願いします。

脇坂理事 改めて今の安斉理事の御提案につきましては、実際に取りまとめを行っている事務局の皆さんが、どういった形が望ましいのか、やりやすいのかということを改めて中で御相談いただいて、必要があれば、また私たちに投げかけてください。区議会の議員といたしましても、積極的に協力できることはしていきたいというのは、みんな各理事、感じていることは同じだというふうに思いますので、言っていただければと思います。

ほかに何かございますか。――なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前10時58分 閉会)